

様

重要事項説明書
通所介護利用契約書
第1号通所事業利用契約書



げんき・もりもり南多聞

有限会社 じゅん

重要事項説明書

作成日 令和6年6月1日

1. 事業者の表示

法人の名称	有限会社 じゅん
法人の種類	営利法人
代表者の役職・氏名	代表取締役 楠田 順也
法人登記簿記載所在地	神戸市垂水区城が山5-14-10
連絡先部署名	介護事業部
電話/FAX番号	078-754-1217
設立年月日	平成17年5月2日

2. 事業所の表示

事業所の名称	げんき・もりもり南多聞
指定事業所番号	2870803513
事業所の所在地	〒655-0043 神戸市垂水区南多聞台6丁目10-5 2階
電話番号	078-742-6241
FAX番号	078-742-6242
開設年月日	平成27年7月1日
利用施設の構造	RC構造
延べ床面積	231.4平方メートル
営業日	月曜日から金曜日(祝日を含む) ※但し12月30日～1月3日、 5月3・4・5日(振替休日がある場合は5月6日まで)、8月14・15日を除く。
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:00～16:30
利用定員	35名
主な設備	食堂及び機能訓練室、脱衣室、浴室、キッチン、静養室、 事務所、相談室、便所、スタッフルーム、玄関ホール、他

3. 事業所の責任者

管理者	井上 裕子
-----	-------

4. 事業実施地域

実施地域	神戸市垂水区・西区一部・明石市一部
実施地域内の交通費	介護保険適用サービス利用料金に含む
実施地域外の交通費	別途必要(別紙1・2げんき・もりもり南多聞利用料金表に記載)

5. 事業の目的及び運営方針

<p>事業の目的</p>	<p>有限会社じゅんが開設する「げんき・もりもり南多聞」が行う指定通所介護・第1号通所事業(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、事業対象者・要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護サービス・第1号通所事業サービスを提供することを目的とする。</p>
<p>運営方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日中の日常生活の世話や機能訓練等を行うことで、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的負担の軽減を図るものとする。事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 2. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 3. 指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 指定第1号通所事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 4. 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。 5. 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。 6. 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法118条の2第1項に規定する介護保険関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。 7. 指定通所介護・第1号通所事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

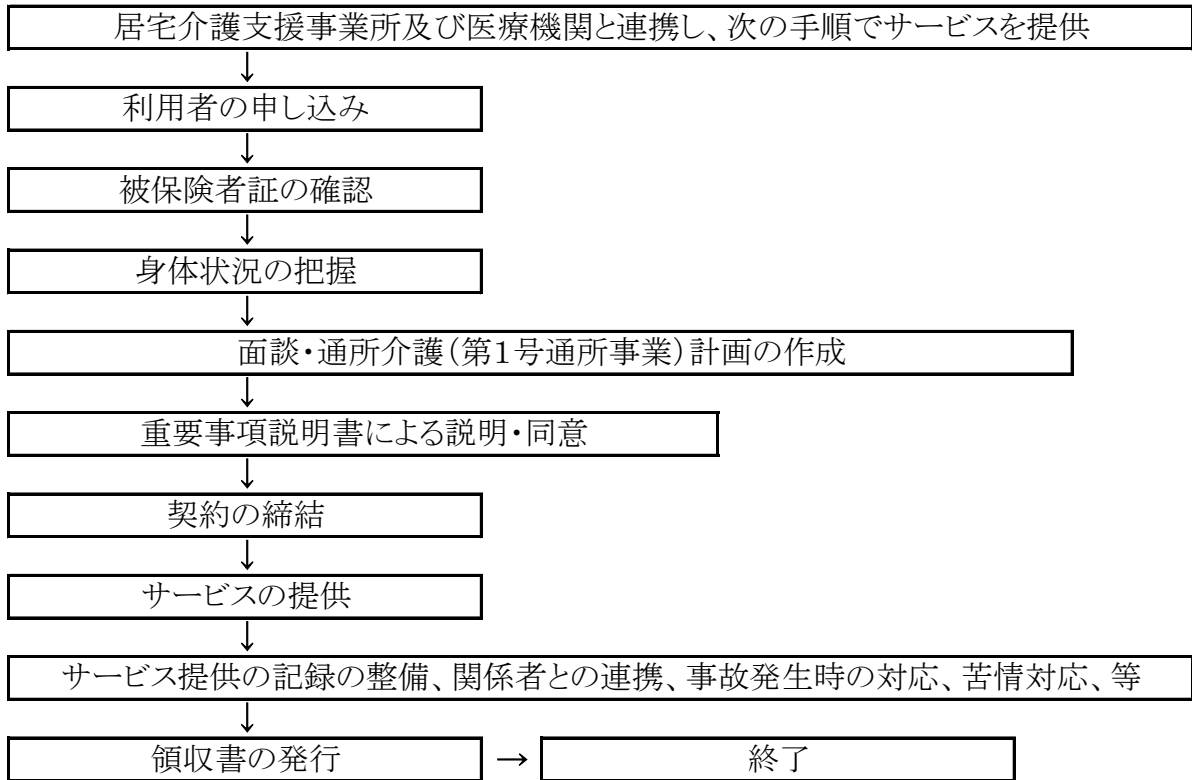
6. 従業員

従業員の職種	員数	職務内容
管理者	1名	通所介護(第1号通所事業)計画の作成及び説明を行う他、従業員の管理、通所介護(第1号通所事業)の利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
生活相談員	2名	生活指導その他の通所介護(第1号通所事業)の提供に当たる。
看護職員	1名以上	看護その他の通所介護(第1号通所事業)の提供に当たる。
介護職員	5名以上	介護その他の通所介護(第1号通所事業)の提供に当たる。
機能訓練指導員	2名以上	機能訓練指導その他の通所介護(第1号通所事業)の提供に当たる。

7. サービス内容と料金

種別	内容	利用料金
介護保険適用部分 【通所介護(第1号通所事業)計画に基づき利用者の機能訓練及び日常生活に対する必要な援助を行う】	通所介護費 第1号通所事業費	別紙1・2 げんき・もりもり南多聞 利用料金表の①に記載 (法定代理受領分の場合は1割または2割または3割)
	加算費	
介護保険適用以外の部分(利用者の希望選定)	通常事業実施地域以外の送迎	別紙1・2 げんき・もりもり南多聞 利用料金表の②に記載
利用者自己負担の部分	食料材費(食材・おやつ)	
日常生活上、通常必要なもので、利用者負担が適当と認められるもの	リハビリパンツ代(処理費を含む) その他(利用者が個別に希望するもの)	
利用料の支払い方法	月初め請求	前月分を翌月20日に引き落とし、または現金払い
料金改定	介護保険適用部分	改定の一か月前に利用者へ文章で連絡し、了解を得ます
	介護保険適用以外の部分	
償還払い	利用者が法定代理受領サービスを利用できないことにより償還払いとなること	利用者は、一旦料金を全額自己負担しなければならず、事業所はサービス提供証明書を発行する

8. サービス提供の手順



9. 相談窓口

通所介護・介護予防通所サービス 事業利用に関する全ての相談窓口	げんき・もりもり南多聞 神戸市垂水区南多聞台6丁目10-5 2階	
担当責任者	管理者・生活相談員 井上 裕子 生活相談員 谷口 慧	
窓口の開設時間	月曜日～金曜日の8:30～17:30 ※但し12月30日～1月3日、5月3・4・5日(振替休日がある場合は5月6日まで)、8月14・15日を除く	
相談の方法	電話	078-742-6241
	面談	神戸市垂水区南多聞台6丁目10-5 2階 げんき・もりもり南多聞
	文章	〒655-0043 神戸市垂水区南多聞台6丁目10-5 2階 げんき・もりもり南多聞
	FAX	078-742-6242

外部苦情 相談窓口	電話	神戸市福祉局監査指導部 TEL:078-322-6326(受付:平日8:45～12:00、13:00～17:30)
		養介護施設従業者等による高齢者虐待通報専用電話(監査指導部内) TEL:078-322-6774(受付:平日8:45～12:00、13:00～17:30)
		神戸市消費生活センター(契約についての相談) TEL:078-371-1221(受付:平日9:00～17:00)
		兵庫県国民健康保険団体連合会 TEL:078-332-5617(受付:平日8:45～17:15)

10. 担当者の変更

担当者の変更を希望する場合	<p>開設者(事業者)において相談対応 (担当者) 代表取締役 楠田 順也 (所在地) 〒655-0884 神戸市垂水区城が山5-14-10 有限会社 じゅん (電話) 078-754-1217</p>
---------------	--

11. 秘密の保持

個人情報の保護	利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
在職中の従業者	全ての従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務とする。
退職後の従業者	全ての従業者は、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を雇用契約書に証し、違約金の定めを置く。
利用者個人情報の必要性	従業者がサービス担当者会議等において課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービス担当者と共有するためには、事業者はあらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があり、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得る。同意書の有効期限は利用契約期間と同じとする。個人情報の範囲は、サービスの円滑な提供に必要な最低限度のものとする。

12. 家族等への連絡

希望があった場合	利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へも連絡する。
----------	----------------------------

13. 記録の保管

記録の保管期間	5年間
記録の閲覧及び記録の交付	利用者又はその家族から申し出があれば、利用者又はその家族(利用者の同意が必要)に限り、利用者の記録(利用記録・個別機能訓練記録・実績報告)の閲覧及び記録の交付〔実費必要〕を文書又はその他適切な方法(例えば利用者の用意する手帳等に記載)により提出する。

14. 緊急時の対応

自然災害発生時	公共機関であるJR西日本の計画運休が事前に開示されていた場合、該当日の朝の時点で適正な運営を確保するための人員が確保できないために当事業所も閉鎖する。
サービス提供中の事故発生時	速やかに家族、医療機関、医師、市町村及び該当利用者に係る居宅介護支援事業者等へ連絡し、医療受診等の適切な処置をとる。
利用者の体調悪化等	速やかに家族及び医療機関、医師へ連絡し、医療受診等の適切な処置をとる。 重篤な感染症が疑われる場合は、当事業所を閉鎖し、速やかにサービスの提供を中止する。 ※サービス利用当日までに重篤な感染症が確認された場合は、サービスの利用を中止、当事業所も閉鎖する。

15. 損害賠償

事業者責任がある場合の損害賠償の方針	速やかに賠償を行う為、損害賠償責任保険に加入済。
損害賠償責任保険の適応対象	有限会社じゅんが開設する「げんき・もりもり南多聞」において提供する指定通所介護・第1号通所事業
損害賠償責任保険の補償範囲	指定通所介護・第1号通所事業「げんき・もりもり南多聞」利用者に対し、有限会社じゅんの責に帰する損害賠償

16. 留意事項

利用規則	「げんき・もりもり南多聞」利用契約書に別に定める。
担当者の禁止行為	サービス提供契約の実施以外の営利行為や宗教勧誘行為を禁止する。

17. 重要事項の変更

変更が生じることが予想される場合の利用者への通知方法	書類を交付して口頭で説明するか又は郵便で通知する。
利用者の同意確認方法	重要事項変更同意確認契約書を締結する。

当事業者・事業所は、この重要事項説明書に基づいて、通所介護・第1号通所サービス事業「げんき・もりもり南多聞」のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和	年	月	日
[事業者]	住	所	神戸市垂水区城が山5-14-10
	事業者名		有限会社 じゅん
			代表取締役 楠田 順也
[事業所]	住	所	神戸市垂水区南多聞台6丁目10-5 2階
	事業所名		げんき・もりもり南多聞
	説明者名		井上 裕子

私は、この重要事項説明書に基づいた通所介護・第1号通所事業「げんき・もりもり南多聞」のサービス内容及び重要事項の説明を事業者・事業所から受けたことを確認します。

令和	年	月	日
[利用者]	住	所	
	氏	名	
[利用者代理人]	住	所	
	氏	名	
[立会人]	住	所	
	氏	名	

げんき・もりもり南多聞 利用契約書

げんき・もりもり南多聞(以下「事業者」と) _____ (以下「利用者」)
との間に、表記利用契約を締結します。この契約を証するため本契約書2通を作成して事業者
・利用者が署(記)名のうえ各1通を保有する。

契約当事者の表示

〔1.利用者〕

氏名

様

性別	男・女	生年月日	昭和	年	月	日
介護保険被保険者証番号						
要介護状態区分		事業対象者・要支援1・要支援2 要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5				
要介護認定の有効期限		令和 年 月 日～令和 年 月 日				
被保険者証記載の 特記事項		なし・あり〔記入してください〕				

かかりつけの医師名 〔医療機関名〕	(電話)
傷病名	

〔2.利用者代理人〕

氏名

様

利用者との関係	
---------	--

〔3.指定通所介護(介護予防通所サービス事業)の事業を行う者〕

(以下「事業者」という) 有限会社 じゅん

〔4.指定通所介護(介護予防通所サービス事業)の事業を行う所〕

(以下「事業所」という) げんき・もりもり南多聞

(通所介護・介護予防通所サービス事業所の指定番号: 2870803513)

利用開始日 令和 年 月 日

契約期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

事業者は、事業対象者・要支援・要介護状態になった利用者に対して、可能な限り居宅において利用者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日中の日常生活の世話や機能訓練等を行うことで、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の肉体的精神的負担の軽減をはかるように努めます。

事業者は、指定通所介護・第1号通所事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊厳をもって接するように努めます。

利用者及び利用者代理人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を維持するように努めなければなりません。

全ての関係者は、利用者が安心かつ快適に利用できるよう、それぞれの立場で相協力することを誓います。

第1条 (契約の目的)

事業者は、指定通所介護(第1号通所事業)の介護保険法関係法令と本契約の各条項に従って指定通所介護(第1号通所事業)サービス(以下「サービス」という)を提供し、利用者又は利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する利用料金を支払います。

第2条 (契約期間と更新)

- 1 本契約の契約期間は、本契約書第1項に記載の契約期間とします。但し、契約期間満了日以前に利用者が事業対象者・要支援・要介護状態区分の変更の認定を受け、事業対象者・要支援・要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の事業対象者・要支援・要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了日の10日前までに、利用者又は利用者代理人からの書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の事業対象者・要支援・要介護認定有効期間の満了日とします。但し、契約期間満了日以前に利用者が事業対象者・要支援・要介護状態区分の変更認定を受け、事業対象者・要支援・要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の事業対象者・要支援・要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条 (通所介護・第1号通所計画書等作成前のサービス提供)

- 1 事業者は、前条の通所介護(第1号通所事業)サービス計画が作成される前であっても、緊急に必要な場合にはサービスを提供します。
- 2 事業者は、事業対象者・要支援・要介護認定後に、提供するサービス内容を必ず見直します。
- 3 事業者は、事業対象者・要支援・要介護認定後に、利用者に対し利用契約継続の意思確認を行います。

- 4 利用者又は利用者代理人は、事業対象者・要支援・要介護認定において自立（非該当）と判定された場合には利用料の全額を負担し、また認定された事業対象者・要支援・要介護度に応じて利用料の一部を負担することがあります。

第4条（当指定通所介護・第1号通所事業の概要）

当通所介護（第1号通所事業）事業の概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載した通りです。

第5条（身元引受人）

- 1 事業者は、利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。但し、社会通念上、身元引受人を定めることが出来ない相当な理由がある場合はその限りではありません。
- 2 身元引受人は本契約に基づく利用者及び利用者代理人の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認めて要請したときにはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

第6条（利用基準）

利用者は、次の各号の全てに適合する場合、指定通所介護（第1号通所事業）「げんき・もりもり南多聞」の利用ができます。

- ① 事業対象者・要支援1～要支援2、又は要介護1～要介護5の被認定者であること。
- ② 他の利用者と共同利用を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害の恐れがないこと。
- ④ 利用料金等の支払いを了承すること。
- ⑤ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同出来ること。

第7条（通所介護・介護予防通所サービス事業計画の作成）

- 1 事業者は、利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえて、介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護・第1号通所事業計画（以下「介護計画」という）を、速やかに作成します。
- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 利用者及び利用者代理人は事業者に対して、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることが出来ます。この場合、事業者は明らかに変更の必要がないとき及び利用者又は利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。

- 4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者又は利用者代理人に対し、内容を説明します。

第8条（サービス内容及びその提供）

- 1 事業者は、利用者に対して、前条より作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。
 - ① 介護保険給付対象サービスとして、個々の通所介護（第1号通所事業）計画に基づき、必要な下記のサービス等を提供します。
 - i. 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
 - ii. 日常生活上の世話
 - iii. 日常生活の中での機能訓練
 - iv. 相談、援助
 - v. 送迎
 - ② 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」の通り提供します。
- 2 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況などを把握するようにします。

第9条（医療上の必要への対応）

- 1 事業者は、利用者が病気又は負傷等により検査や治療が必要になった場合、その他必要を認めた場合は利用者のかかりつけ医師、主治医又は事業者の協力医療機関において必要な治療等を受けられるよう支援します。
- 2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は消防署救急隊若しくは適切な医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。

第10条（緊急時等における対応）

- 1 事業者は、利用者に対する指定通所介護（第1号通所事業）の提供により事故が発生した場合、市町村・当該利用者の家族・当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について、記録します。

第11条（利用料金の支払い）

- 1 利用者又は利用者代理人は、事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」の通り利用料金等を支払います。
- 2 事業者は、利用者が事業者を支払うべき指定通所介護（第1号通所事業）サー

ビスに要した費用について、利用者が介護サービス費用として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」という）。

- 3 利用者又は利用者代理人は、先月分の利用料金等をまとめて当月20日までに引き落とし又は現金で支払います。
- 4 事業者は、利用者又は利用者代理人から利用料金等の支払いを受けたときは、利用者又は利用者代理人に対し、領収証を発行します。
- 5 事業者は、利用料金等が介護保険報酬改定、経済事情の変動、公租公課の増額等により著しく不相当となった場合、利用者及び利用者代理人と協議の上、利用料金等を改定することが出来ます。

第12条（法定代理受領サービス外のサービス提供証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護（第1号通所サービス事業）サービスを提供した場合において利用者又は利用者代理人から利用料金の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることのできるように、利用者又は利用者代理人に対して、当サービス提供証明書を交付します。

当サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第13条（金銭等の管理）

事業者は、利用者の日常生活に必要な金銭の保管管理について利用者と別途契約を締結した場合を除き、利用者の現金、預貯金、その他財産の保管管理を行いません。

第14条（利用者及び利用者代理人の義務）

利用者及び利用者代理人は指定通所介護（第1号通所事業）サービス利用に関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく速やかに事業者を提供すること。
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者又はその協力医師の指示に従うこと。

但し、利用者又は利用者代理人が、介護や医療に関する事業者又はその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こる全てに対して利用者又は利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合は、その限りではありません。

- ④ 事業者が提供する各種サービスに異議ある場合は、速やかに事業者に知らせること。

- ⑤ 市長村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について、利用者及び利用者代理人は協力すること。

第15条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、サービスの提供を受ける際して次の事項について留意していただきます。

- ① 利用当日の健康状態を従業員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう、ご協力お願いします。
- ② お休みの場合は、なるべく前日までに申し出ていただくよう、ご協力お願いします。
- ③ 利用者同士の物品・金品の貸し借りはご遠慮くださいますよう、ご協力お願いします。
- ④ お金・金品は持ち込まないよう、ご協力お願いします。

第16条（非常災害時対策）

- 1 事業者は、非常災害に備えて、消防災害、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防災管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- 2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

第17条（苦情処理）

- 1 事業者は、指定通所介護（第1号通所事業）の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- 3 事業者は、提供した指定第1号通所事業に関し、介護保険法第115条の45の7規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問、若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- 4 事業者は、提供した指定通所介護（第1号通所事業）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

第18条（虐待防止に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止するため次の号に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針の整備すること。
- ③ 事業所において、従業員に対し、虐待を防止するための定期的な研修の実施します。
- ④ 前③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置します。

第19条（衛生管理及び感染症等に関する事項）

- 1 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防又はまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用できるものとする）を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
 - ④ 前③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

第20条（地域との連携等）

- 1 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。
- 2 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護（第1号通所事業）を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護（第1号通所事業）の提供を行うよう努めます。

第21条（契約の終了）

次の各号の一つに該当する場合は、契約は終了します。

- ① 事業対象者・要支援・要介護の認定更新において、利用者が自立（非該当）と認定された場合（但し、経過措置が適用される場合を除く）
- ② 利用者が死亡した場合

- ③ 利用者又は利用者代理人が第15条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ④ 事業者が第16条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 利用者が病気の治療等その他のため通所介護サービスの利用が不可能になったとき
- ⑥ 利用者が他の介護療養施設等への入所のため、通所介護サービスの利用が不可能となったとき

第22条（利用者の契約解除）

利用者及び利用者代理人は、事業者に対し、いつでも7日の予告期間においてこの契約を解除することが出来ます。

第23条（事業者の契約解除）

事業者は、利用者及び利用者代理人に対し、次の各号の一つに該当する場合においては、1ヶ月の予告期間において、契約を解除することが出来ます。

但し、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第2号を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 正当な理由もなく利用料金その他の自己の支払うべき費用を3か月分滞納し事業者からの申し入れにもかかわらず改善されないとき
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が判断し、かつ事業者が判断したとき
- ③ 利用者が故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為（サービス従事者や他の利用者に対する故意の暴言・暴力行為等並びにハラスメント行為等）をなし、事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者又は利用者代理人が故意に不実を告げたり、病気等を故意に告げなかったりしたために、介護方法を大きく変更しなければならない等、円滑にサービスを提供出来なくなったと事業者が判断したとき
- ⑤ 特段の事情又は正当な理由なく3か月間の利用がなく、事業者からの利用の呼びかけに応じなかったとき
- ⑥ 事業の廃止や縮小により、サービスの提供が困難になったとき

第24条（損害賠償）

- 1 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除される、又は賠償額を減額されることがあります。

- 2 事業者は、万が一の事故発生に備えて別紙「重要事項説明書」の通り損害賠償責任保険に加入しています。
- 3 利用者の故意又は重過失により、居室又は備品につき通常の保守、管理の程度を越える補修等が必要になった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

第25条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者及びその家族、利用者代理人の生命、身体等の危険がある場合等、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 但し、あらかじめ文書により利用者又はその家族、利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することが出来ます。

第26条（業務継続計画の策定等）

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護（第1号通所事業）の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために介護施設・事業所における業務継続計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第27条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、神戸地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び利用者代理人、事業者はあらかじめ合意します。

第28条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他の法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

別紙1 げんき・もりもり南多聞 利用料金表

① 介護保険適用料金（介護報酬の1割または2割または3割）

（通所介護費）

所要時間	要介護 状態区分	単位数 (1回)	利用者負担		
			1割	2割	3割
7時間以上 8時間未満 の場合	要介護1	658単位	694円(1回)	1387円(1回)	2081円(1回)
	要介護2	777単位	819円(1回)	1638円(1回)	2457円(1回)
	要介護3	900単位	949円(1回)	1898円(1回)	2846円(1回)
	要介護4	1023単位	1079円(1回)	2157円(1回)	3235円(1回)
	要介護5	1148単位	1210円(1回)	2420円(1回)	3630円(1回)

（加算費）

項目	内容	単位(1回)	負担1割	負担2割	負担3割
個別機能訓練加算Ⅰ・ロ	個別機能訓練	76単位/1回	81円(1回)	161円(1回)	241円(1回)
入浴介助加算Ⅰ	入浴	40単位/1回	43円(1回)	85円(1回)	127円(1回)
介護職員等処遇 改善加算Ⅱ・ロ	一か月あたりのサービス利用料金の合計額(加算を含む)に別途11.8%が加わります。介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇改善(賃金引き上げなど)に取り組む事業所が算定できるものです。				

② 介護保険適用外の料金

項目	内容	負担料金
通常事業実施地域以外の送迎	直線距離5キロ以内	片道500円
食材料費	食材料・おやつ購入費用	710円
リハビリパンツ代 (処理費用を含む)	リハビリパンツ	100円
	尿取パッド	50円
キャンセル料	当日キャンセルした場合	300円
その他	日常生活において通常必要となる物に係る費用であって、利用者負担が 適当と認められるもの	実費

（注）介護保険適用時の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日当たりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払戻を受けることができます。

別紙2 げんき・もりもり南多聞 利用料金表 (神戸市)

① 介護保険適用料金 (介護報酬の1割または2割または3割)

(第1号通所サービス費)

要支援度		単位/月	利用者負担1割 (月定額)	利用者負担2割 (月定額)	利用者負担3割 (月定額)
事業対象者(週1回程度)		1798単位	1895円	3790円	5685円
要支援1(週1回程度)		1798単位	1895円	3790円	5685円
要支援2	週1回程度	1798単位	1895円	3790円	5685円
	週2回程度	3621単位	3817円	7633円	11450円

(加算費)

項目	加算料金負担 (月単位の定額)		
	利用者負担1割	利用者負担2割	利用者負担3割
介護職員等処遇改善加算Ⅱ・ロ	一か月あたりのサービス利用料金の合計額(加算を含む)に別途11.8%が加わります。介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇改善(賃金引き上げなど)に取り組む事業所が算定できるものです。		

② 介護保険適用外の料金

項目	内容	負担料金
通常事業実施地域以外の送迎	直線距離5キロ以内	片道500円
食材料費	食材料・おやつ購入費用	710円
リハビリパンツ代 (処理費用を含む)	リハビリパンツ	100円
	尿取パッド	50円
キャンセル料	当日キャンセルした場合	300円
その他	日常生活において通常必要となる物に係る費用であって、利用者負担が適当と認められるもの	実費

(注) 介護保険適用時の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日当たりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払戻を受けることができます。

別紙3 げんき・もりもり南多聞 利用料金表 (明石市)

① 介護保険適用料金 (介護報酬の1割または2割または3割)

(第1号通所サービス費)

	回数/月	単位	利用者負担		
			1割	2割	3割
事業対象者 要支援1 週1回程度	月4回まで	436単位/日	448円/日	896円/日	1344円/日
	月4回超	1798単位/月	1847円/月	3693円/月	5540円/月
事業対象者 要支援2 週2回程度	月8回まで	447単位/日	459円/日	918円/日	1377円/日
	月8回超	3621単位/月	3719円/月	7438円/月	11157円/月

(加算費)

項目	加算料金負担 (月単位の定額)		
	利用者負担1割	利用者負担2割	利用者負担3割
介護職員等処遇 改善加算Ⅱ・ロ	一か月あたりのサービス利用料金の合計額(加算を含む)に別途11.8%が加わります。介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇改善(賃金引き上げなど)に取り組む事業所が算定できるものです。		

② 介護保険適用外の料金

項目	内容	負担料金
通常事業実施地域以外の送迎	直線距離5キロ以内	片道500円
食材料費	食材料・おやつ購入費用	710円
リハビリパンツ代 (処理費用を含む)	リハビリパンツ	100円
	尿取パッド	50円
キャンセル料	当日キャンセルした場合	300円
その他	日常生活において通常必要となる物に係る費用であって、利用者負担が適当と認められるもの	実費

(注) 介護保険適用時の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日当たりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払戻を受けることができます。

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービス及び総合事業サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員等と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の他、介護支援専門員等又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画、マイ・ケアプランに掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

〔事業者〕

住 所 神戸市垂水区城が山5-14-10

事業者名 有限会社 じゅん

代表取締役 楠田 順也

〔事業所〕

住 所 神戸市垂水区南多聞台6丁目10-5 2階

事業所名 げんき・もりもり南多聞

管理者 井上 裕子

〔利用者〕

住 所

氏 名

〔利用者代理人〕

住 所

氏 名

〔家族代表〕

住 所

氏 名

※この同意契約書は事業所用と利用者用に2通作成し、各々所持します。